

番号	問い	答え	キーワード
I 事業参加者			
【参加要件】			
問1	自然災害等により、事業年度内に一時的に生乳を出荷していない期間がある場合でも、交付金交付の対象となりますか。	自然災害、行政指導、機材トラブル等によりやむを得ず一時的に生乳出荷を停止した場合は、原因が解消した後、速やかに生乳出荷が再開された場合は交付金の交付対象とすることが可能です。出荷できなかった原因や期間等が確認できる罹災証明書、指導書、写真などの資料を保存して下さい。	生乳出荷要件
問2	経営の相続や移譲を行った場合、引き続き事業参加はできますか。	相続や経営移譲を受け、引き続き取り組みを行うことが可能である場合は、変更申請を行うことにより継続して事業参加が可能です。 ただし、事業の一部のみを継承する場合、合併した場合等、同一の経営と見なせない場合については、改めて審査が必要となるため、農政局に相談してください。	経営相続
問3	経営の相続や移譲手続きの間、生乳出荷できなかった場合はどうなりますか。	経営の相続や経営移譲の手続のため、一時的に生乳等の出荷を中断した場合は、理由と中断期間を農政局等に申し出て確認を受けることで、生乳出荷の要件を満たしていると判断されます。	経営相続
問4	事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者に対して、交付金の交付は行われますか。	本事業は、持続的な酪農・肉用牛経営を図る上で温室効果ガス排出削減に取り組むことを目的とした事業であることから、事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者については、交付金交付の対象とはなりません。	離農
問5	複合経営の場合、酪農、肉用牛どちらで申請をすればいいですか。	酪農経営と肉用牛経営で取組の要件が異なることから、原則として、酪農経営と肉用牛経営に分けて実施計画を作成し、参加申し込みを行う必要があります。この場合、牛個体識別管理者番号（頭数確認のため）、飼料作物作付地、生産した飼料を酪農経営と肉用牛経営で分けて管理されている必要があります。	複合経営
問6	乳用育成農家は、事業に参加できますか。	搾乳牛がおらず乳用育成牛のみを飼養している経営者については、育成牛は搾乳牛と比べ温室効果ガス排出量が少ないことから肉用牛経営者と同様の扱いで参加できます。	乳用育成牛
問7	年度の途中で経営の種類（酪農経営・肉用牛経営）を変更する予定又は変更した場合、事業に参加できますか。	年度の途中で経営の種類を変更し、継続して事業への参加を希望する場合は、変更後に要件を満たしているか確認する必要がありますため、変更申請が必要です。	経営の分離
問8	同一経営者が、繁殖部門、肥育部門を分けて経営している場合は、繁殖部門のみで申請することは可能ですか。	同一経営体であっても、各部門で、個体識別管理者番号（頭数確認のため）、飼料作物作付地及び生産した飼料を明確に区分できる場合は、一部の部門のみで申請することが可能です。	肉用牛参加要件
問9	肉用牛経営で、出荷が年度末に予定されている場合は、出荷する前に交付申請をすることは可能ですか。	交付申請期間内に申請を行う必要があるため、確実に出荷が予定されている場合は、見込みで交付申請することが可能です。ただし、出荷ができなかった場合は、要件を満たさないため、交付金を返還する必要が生じますので、農政局に連絡してください。	肉用牛参加要件
【飼養頭数確認】			
問10	生乳出荷者名と牛個体識別管理者の登録者名は一致している必要がありますか。	牛個体識別管理者の登録者が生乳出荷者と同一の経営に従事している場合（家族、法人の構成員等）は、異なっても差し支えありません。	牛個体識別情報
問11	農場や畜舎が複数あり、個体識別管理者番号が複数ある場合は、どのように申請したら良いですか。	経営内の飼養頭数を正しく確認するため、複数の個体識別管理者登録をしている場合は、すべて記載してください。	複数の牛個体識別情報
【集団、組織】			
問12	酪農・肉用牛経営者組織として参加申込をしたが、一部の構成員が取組要件をクリアできなかった場合は、どうなりますか。	取組要件をクリアできない構成員を除いた実施計画を作成し、再度参加申込の確認を受ける必要がありますので、農政局に相談してください。	TMRセンター